北労発基１１１２第１号
令和８年１１月１２日

各　位

厚生労働省
北海道労働局長

令和８年度北海道最低賃金・特定最低賃金の広報について（依頼）

平素より労働行政の円滑な推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道最低賃金につきましては、令和８年１０月１日より時間額１，１３１円に改定され、特定最低賃金（４業種）についても同年１２月１日に改定されることになりました。

今般、改定された北海道最低賃金・特定最低賃金について、広く周知し履行確保を図るため、リーフレットを作成しましたので、本取組の趣旨をご理解いただくとともに、広報紙（誌）及びホームページ・ＳＮＳへの掲載等について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への各種支援施策等について、裏面にホームページアドレス（ＵＲＬ）を掲載しておりますので、これらの活用促進についても御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

北海道労働局　労働基準部　賃金室
電話：011-709-2311（内線 3533）

賃金引き上げ特設ページ

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

北海道働き方改革推進支援センター

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou/

「確認 OK？最低賃金」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 **1,131** 令和 8.10.1 発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 **1,160** 令和 8.12.1 発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 **1,221** 令和 8.12.1 発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 **1,174** 令和 8.12.1 発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 **1,162** 令和 8.12.1 発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
・賃金引上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの詳細は、下記二次元コードよりご確認下さい。
・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
・北海道労働局ホームページアドレス　https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

北海道労働局 検索 ⇒　最低賃金について 検索 ⇒　「賃上げ」支援助成金パッケージ 検索 ⇒

厚生労働省　北海道労働局　労働基準監督署（支署）